様式第2号（第3条関係）

撤去警告書

この放置自動車の所有者等（自動車の所有権、使用権若しくは占有権を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいいます。）は、至急、この放置自動車を撤去する等の適正な処理をしてください。

この警告書をはり付けた日の翌日から起算して14日を経過した日までに撤去されない場合は、丸亀市放置自動車の処理に関する条例の規定に基づき、市において処分等をすることがあります。この場合は、この放置自動車の所有者等に対し、処分等に要した費用を請求します。

なお、この放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、下記までご連絡ください。

警告書はり付け日　　　　　　年　　月　　日

丸亀市長

連絡先